

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	経済戦略局 文化部 文化課 (06-6469-5173)
処分担当名	アクティオ株式会社 (芸術創造館指定管理者)
処分の名称	大阪市立芸術創造館の使用許可の取消し
概要	芸術創造館の使用許可の取消にかかる処分基準です。
根拠法令等 及び条項	大阪市立芸術創造館条例第8条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	使用許可取消し基準は、条例第8条に基づき、具体内容を「大阪市立芸術創造館における使用許可の制限及び使用許可の取消し等に関する要綱」に定めています。具体内容は次のとおりです。 ◎ 次の各号のいずれかに該当する場合、使用許可を取り消す場合があります。 (1) 偽りその他不正な手段により条例第6条の許可を受けたとき (2) 条例第7条各号に定める事由が発生したとき (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000515668.html
備考	